

令和8年1月19日 開会

令和 年 月 日 閉会

令和8年

第1回別海町議会臨時会議案

別海町議会

令和8年 第1回別海町議会臨時会提出議案

議案番号	目次	頁
議案第1号	令和7年度別海町一般会計補正予算	1
議案第2号	財産の取得について	2
議案第3号	財産の取得の一部変更について	3
承認第1号	専決処分した事件の承認について	4
報告第1号	専決処分の報告について	5
報告第2号	専決処分の報告について	6
報告第3号	専決処分の報告について	7

議案第 1 号

令和 7 年度別海町一般会計補正予算

令和 7 年度別海町一般会計補正予算（第 7 号）を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 1 月 1 9 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第2号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和8年1月19日提出

別海町長 曾 根 興 三

- 1 取得する財産の種類及び数量
塵芥収集車 1台
- 2 取得の方法 指名競争入札による契約
- 3 取得価格 金27,390,000円
(内消費税及び地方消費税額2,490,000円)
- 4 取得の相手方 標津郡中標津町東十三条南1丁目1
東北海道いすゞ自動車株式会社 中標津営業所
所長 大竹口 敦

議案第3号

財産の取得の一部変更について

令和6年9月13日議案第68号により議決を経て締結した、し尿収集車交換契約の一部を次のように変更したいので議会の議決を求める。

令和8年1月19日提出

別海町長 曾 根 興 三

取得価格「50,270,000円（内消費税及び地方消費税額4,570,000円）」を「50,600,000円（内消費税及び地方消費税額4,600,000円）」に改める。

承認第1号

専決処分した事件の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和8年1月19日提出

別海町長 曾根興三

専 決 処 分 書

令和7年度別海町一般会計補正予算（第6号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和7年12月30日

別海町長 曾根興三

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年1月19日提出

別海町長 曾根 興 三

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年12月12日

別海町長 曾根 興 三

工事請負契約の一部変更について

令和6年12月13日議案第82号により議決を経て締結、令和7年9月24日に専決処分した、根室中部3号主要幹線改良舗装工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「228,107,000円（内消費税及び地方消費税額20,737,000円）」を「231,055,000円（内消費税及び地方消費税額21,005,000円）」に改める。

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年1月19日提出

別海町長 曾根興三

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年12月23日

別海町長 曾根興三

工事請負契約の一部変更について

令和7年7月29日議案第69号により議決を経て締結した、町道西春別駅前3丁目通線改良舗装工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「55,440,000円（内消費税及び地方消費税額5,040,000円）」を「56,540,000円（内消費税及び地方消費税額5,140,000円）」に改める。

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年1月19日提出

別海町長 曾 根 興 三

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年1月14日

別海町長 曾 根 興 三

和解及び損害賠償額の決定について

令和7年10月22日、別海町上春別291番地先において、別海町が発注する業務の受託業者職員が運転する別海町所有のスクールバスが路外逸脱の事故を起こし電柱を折損した事故に伴う損害賠償に関し、次の当事者間において、次の和解条件のとおり和解を成立させ損害賠償を決定する。

1 当事者

甲 北海道電力ネットワーク株式会社 代表取締役社長 細 野 一 広

乙 別海町長 曾 根 興 三

2 和解条件

- (1) 事故の責任割合は、甲が0%、乙が100%とする。
- (2) 甲は、本件事故により、物損損害額で金526,074円の損害を被った。
- (3) 乙は、上記損害額について甲に対し賠償する義務があることを認め、金526,074円を支払う。
- (4) 以上のほか、本件事故に関し、甲と乙の間には何らの債権債務がないことを確認する。

